

第18回長野県レディース地区対抗ゴルフ大会

競技規定

開催日 2018年6月28日

会場 長野国際カントリークラブ 黒姫コース 城山コース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められる場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は「2打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地 (規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。但し、イノシシによって荒らされていると思われる場所は、修理地として表示されていなくとも、修理地とする。
3. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭又は黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭又は赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24.2)
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 打ち込み防止の信号機器一式
5. 電磁誘導カート用の2本のレール
2本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。カート道路全幅内に球が止まっている場合や、それらがスタンス及び意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。
6. 予備グリーン
黒姫No. 7の「closed」の標示のあるグリーンはプレー禁止の修理地とし、その上に球が止まっている場合や、スタンスがかかる場合、プレーヤーはゴルフ規則25-1b(i)を適用しなければならない。
7. 防護用ネット
防護用ネットに球が近接しているためにスタンス及び意図するスイング区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害の中や下を通さずに、救済のニアレストポイントを決めなければならない。
8. 規則 18-2、18-3、20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 18-2、18-3、そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注:パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水、重力、あるいはその他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。その状況で動かされたボールマーカーはリプレースされることになる。
9. 危険防止のため、乗用カートのナビゲーションシステムの利用を許可する(先行カートの位置のみを表示)。

◎ローカルルールの追加と変更 (6月18日)

上記9. を次のように変更、10. 11. 12. を追加する

9. 乗用カートのナビゲーションシステムの利用を許可する。
10. 距離測定用の機器の持ち込みを許可する(注意事項の3. を削除)。
11. バンカー内の石は動かせる障害物とする(規則 24-1 を適用)。
12. ホールとホール間の練習(規則 181 ページ参照)

《距離表》

黒姫	OUT	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	ヤード	463	126	284	407	333	439	340	151	307	2850
	パー	5	3	4	4	4	5	4	3	4	36

城山	≡	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	合計
	ヤード	371	137	441	325	336	361	226	281	131	2609	5459
	パー	4	3	5	4	4	5	4	4	3	36	72

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I(c) 1b』を適用する。(ゴルフ規則175ページ参照)

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I(c) 1a』を適用する。(ゴルフ規則174ページ参照)

4. プレーの中断と再開

(a) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが一時中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

(b) プレーの中断と再開の合図について

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通知するか、競技委員の合図による。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通知するか、競技委員の合図による。

注意事項

1. 打ち放し練習場での練習は 1 人1コイン(30 球)を限度とする。

2. 携帯電話のコース及びクラブハウス内での使用を禁止する。

3. 距離測定用の機器の持ち込みを禁止する。

競技委員長 上沼 栄治